手話言語条例比較表				資料3
ろうあ連盟作成 市町村手話言語条例モテル案	静岡市の現時点版	県内政令市	- 一	他市
○年○月○日作成	令和7年4月1日施行予定	浜松市手話言語の推進に関する条例 平成28年3月24日公布	京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例 平成28年3月31日公布	前橋市手話言語条例 平成27年12月9日公布
(目的) 第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解並びに普及及び地域において手話言語を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市(町村)及び市(町村)民の責務及び役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解並びに普及及び地域に おいて手話を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事 業者の役割等を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、 <u>もってろう者をは</u> じめとした全ての市民が生き生きと暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とす	(目的) 第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及について、基本理念を定め、市の責務並びに市民、ろう者及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話への理解の促進及び手話の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進に必	(目的) 第1条 この条例は,手話に対する理解の促進及び手話の普及に関し,その基本理念を定めて, 本市,市民及び事業者の責務と役割を明らかにするとともに,手話に関する施策 に係る基本 となる事項を定めることにより,手話に関する施策を総合的かつ計画的に推 進し,もって <u>相互</u>	(目的) 第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、市の
	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)ろう者 聴覚に障害がある者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。 (2)手話通訳者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第78条第1項の特に専門性の高い意思疎通支援を行う者のうち、手話通訳を行う者をいう。 (3)手話通訳者等 手話通訳者その他の手話に関わる者をいう。 (4)学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校をいう。			
				(手話の意義) 第2条 手話は、ろう者が自ら生活を営むために使用している独自の体系を持つ言語であって、 豊かな人間性を涵養し、及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産であ ると理解するものとする。
(基本理念) 第2条 ろう者が、自立した日常生活を営み、地域における社会参加に務め、全ての市(町村)民 と相互に人格と個性を尊重しあいながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を 目指すものとする。 2 手話が言語であることを認識し、手話言語への理解の促進と手話言語の普及を図り、手話言語でコミュニケーションを図りやすい環境を構築するものとする。 3 ろう者は、手話言語による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。	話を必要とする全ての市民が、いつでも自由に手話で意思疎通ができる権利が保障される事 を基本として行わなければならない。	(基本理念) 第3条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であることを認識し、かつ、ろう者 が手話によりコミュニケーションを図る権利を有することを前提とした上で、 <u>ろう者及びろう者</u> 以外の者が相互に人格と個性を尊重することを基本として行われなければならない。	(基本理念) 第2条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は,手話が言語であること及びろう者をはじめ,中途失聴者,難聴者その他の手話を必要とする人が次項の権利を有することを 前提とし,全ての人が相互に人格と個性を尊重することを基本理念として行わなければ ならない。 2 ろう者をはじめ,中途失聴者,難聴者その他の手話を必要とする人は,より豊かな生活や人間関係を築くため手話によりコミュニケーションを円滑に図る権利を有し,その 権利は尊重されなければならない。	
(市(町村)の責務) 第3条 市(町村)は、基本理念にのっとり、手話言語の普及と、ろう者があらゆる場面で手話言語による意思疎通ができ、自立した日常生活や地域における社会参加を保障するため、必要な施策を講ずるものとする。			(本市の責務) 第3条 本市は,基本理念にのっとり,手話を必要とする人が,安心して生活し,又は滞在することができるよう,必要な配慮を行い,手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。 2 本市は,市民及び事業者が,次条から第6条までの規定による役割等を果たすため,これらの者に対し,必要な情報及び資料の提供その他の支援を行わなければならない。	
				(県との連携及び協力) 第5条 市は、この条例の目的及び基本理念に対する市民の理解の促進、手話の普及その他の 手話を使用しやすい環境の整備に当たっては、県と連携し、及び協力するよう努めるものとす る。
(市(町村)民の役割) 第4条 市(町村)民は、地域社会で共に暮らす一員として、ろう者と手話でコミュニケーションすることにより、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。 2 ろう者は、市(町村)の施策に協力するとともに、手話言語の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話言語の普及に努めるものとする。 3 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。	びに手話の普及に努めるものとする。 (事業者の役割) 第6条 事業者は基本理念に対する理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう	2 ろう者は、基本理念にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及のための手話通訳者 の育成その他の市の施策に協力するとともに、手話への理解の促進及び手話の普及に努める ものとする。 3 事業者は、基本理念にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及のための市の施策に 協力するとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、及びろう者が働きやすい環境を	使用しやすい環境づくりに努めるとともに,手話に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。	(事業者の役割) 第7条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。
			(観光旅行者その他の滞在者への対応) 第6条 本市,市民及び事業者は,もてなしの心を持ち,手話を必要とする観光旅行者その他の 滞在者が,安心して滞在することができるよう,必要な施策を実施し,手話への理解のある応 対をし,又は利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。	
(施策の策定及び推進) 第5条 市(町村)は、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「障害者計画」という。)において、次の各号に掲げる施策について定め、これを総合的かつ計画的に実施するものとする。 (1)手話言語に対する理解及び手話言語の普及を図るための施策 (2)市(町村)民が手話言語による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策 (3)市(町村)民が意思疎通の手段として手話言語を選択することが容易にでき、かつ、手話言語を使用しやすい環境の構築のための施策 (4)手話言語通訳者の配置の拡充及び処遇改善など、手話言語による意思疎通支援者のための施策 (5)前4号に掲げるもののほか、市(町村)長が必要と認める事項 2 市(町村)は、前項に規定する施策を推進するため、方針(以下「施策の推進方針」という。)を策定するものとする。 3 市(町村)は、施策の推進方針を定めるとともに、実施状況の点検、見直しのため、聴覚障害	ものとする。 (1)手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策 (2)手話による情報の受信・発信、及び手話による意思疎通がしやすい環境づくりに関する施策 (3)手話による意思疎通支援体制の整備及び拡充に関する施策 (4)学校において児童、生徒及び教職員に対し手話を学ぶ機会を提供する施策 (5)前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策 2 市は、前項に規定する施策を推進するため、方針を策定するものとする。 3 市は、施策の推進、実施状況の点検、見直しなどの際、ろう者及び手話通訳者等の意見を聴きくものとする。	するため、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画において、手話への理解の促進及び手話の普及のための手話を使用しやすい環境の整備その他の施策について定め、これを実施するものとする。		(1) 手話への理解及び手話の普及に関すること。 (2) 手話による情報の発信及び取得に関すること。 (3) 手話による意思疎通支援に関すること。 (4) 手話通訳者の確保及び手話通訳環境の充実に関すること。 (5) 手話に関わる専門職の資質向上に関すること。 2 市は、前項の方針の策定に当たっては、障害者の福祉に関する計画等との整合性を図るも
者及び意思疎通支援者等が参画する〇〇市(町村)手話言語施策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。 4前項の推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。 5市(町村)長は、施策の推進の実施状況を公表するとともに、不断の見直しをしなければならない。			(推進方針等についての協議の場) 第8条 市長は,推進方針及びこれに基づく施策の実施状況について,ろう者をはじめ,中途失聴者,難聴者その他の手話を必要とする人及び手話通訳者その他の関係者の意見を聴くためこれらの者との協議の場を設けなければならない。	(手話を学ぶ機会の確保)
			(学校における理解の促進等) 第9条 本市は,学校教育の場において,児童及び生徒が手話に接する機会の提供その他 の手話に親しむための取組を通じて,手話に対する理解を促進しなければならない。 2 本市は,前項の規定による手話に対する理解の促進に当たっては,国,京都府その他 の関係機関等と緊密な連携を図るよう努めなければならない。	第9条 市は、ろう者、手話通訳者、手話奉仕員及び手話を使用することができる者と協力して市民が手話を学ぶ機会の確保を図るものとする。 (学校における手話の普及) 第10条 市は、学校教育における手話への理解及び手話の普及を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 市は、学校において児童、生徒及び教職員に対する手話を学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。 3 学校の設置者は、学校において手話を必要とする幼児、児童、生徒又は学生がいる場合に、必要な手話に関する支援を受けられるよう努めるものとする。
				(医療機関における手話の啓発) 第11条 医療機関の開設者は、ろう者が手話を使用しやすい環境となるよう努めるものとする。 2 市は、医療機関において、ろう者が手話を使用しやすい環境となるよう手話通訳者を派遣する制度の周知その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 3 市は、医療機関において聴覚障害の診断及びその後の本人と家族の支援に携わる者に対し、手話への理解のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
				(事業者への支援) 第12条 市は、ろう者が手話を使用しやすい環境を整備するために事業者が行う取組に対して、必要な支援を講ずるよう努めるものとする。
				(災害時の対応) 第13条 市は、災害時において、ろう者に対し、情報の取得及び意思疎通の支援に必要な措置 を講ずるよう努めるものとする。
(財政措置) 第6条 市(町村)は、手話言語に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を 講ずるものとする。	(財政上の措置) 第8条 市は手話に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。		(財政上の措置) 第10条 本市は,手話に関する施策を推進するため,必要な財政上の措置を講じるものとする。	(財政上の措置) 第14条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるも のとする。
			(委任) 第11条 この条例の施行に関し必要な事項は,市長が定める。	(その他の意思疎通支援の推進) 第15条 市は、手話、要約筆記その他の意思疎通支援を活用し、聴覚障害者の特性に応じた円 滑な意思疎通支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(委任) 第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市(町村)長が別に定める。	(委任) 第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。	(委任) 第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定め る。		